

法人税の二重課税調整の理論と現状に関する一考察

—中国における法人課税のあり方に向けて—

薄

斌[†]

キーワード：法人税，所得税，二重課税，統合，効率

- I. はじめに
- II. 法人税の課税根拠
 - 1. 法人税の課税根拠に関する学説
 - 2. 独立課税説と代替課税説
- III. 法人税と所得税の負担調整方式
 - 1. 完全統合
 - 2. 部分統合
 - 3. 小括
- IV. 法人税と所得税の負担調整方式の効率比較
- V. 法人税と所得税の統一の現状
 - 1. OECD 諸国における配当所得の調整方法
 - 2. 日本の二重課税調整措置
 - 3. 中国配当課税調整措置
- VI. おわりに

I. はじめに

本稿において、法人税の課税根拠を整理した上、法人税と所得税との二重課税問題や統合問題を分析する。二重課税とは、法人所得に法人税が課され、次に法人所得のうち配当

[†]大阪産業大学 経済研究科 アジア地域経済専攻 博士後期課程

草稿提出日 5月21日

最終原稿提出日 7月26日

の部分に対し個人株主の段階で所得税が課されるので、配当部分は法人税と所得税の二重課税が課されるということである。二重課税の議論について、法人擬制説と法人実在説という議論が存在する。法人税の負担調整問題はこの議論と繋がっている。

法人税と所得税の負担調整問題について、金子[1996a]、金子[1996b]、栗原[2009]等数多くの研究がある。これらの研究によれば、法人税の二重課税の調整には主に法人段階の調整と個人段階の調整とに大別できる。その二種類の方法にも、また様々な具体的な方法が存在する。水野[2011]や持田[2009]の研究によれば、これらの方法について、よい面もあれば、よくない面もある。二重課税の排除、資金調達形態の中立性、配当政策の中立性などの目的を完全に達成できる方法はなかなか見つからない。二重課税の調整が現実にはどのようなメカニズムを生じさせているのか、また、そのメカニズムは社会的に望ましいものなのかについて、本稿において概念及び効率2つの視点で分析する。帰属課税の方が資金調達に中立性を保ち、公平な市場環境をつくることに有利であるので、経済的効率が低いというのが本稿の観点である。

法人税と所得税を体系的に捉えるには、個人段階での税負担を考えるのが非常に重要である。税の負担は最終的に個人に帰着しているからである。中国の税制の基本的な問題は、個人間の税負担の構造がはっきりしないことである。たとえば、他の先進国と比べれば、中国の法人税の税収の割合は高いが、法人税の税負担の転嫁と帰着が不明確である。法人税と所得税を体系的に捉えることによって、効率性の税体系を構築していくのが可能になると思われる。

法人税の二重課税の排除手段については様々な方法がある。日本のように、個人株主段階で配当控除という形で二重課税の調整措置を取り入れる国もあれば、ヨーロッパ諸国のように、インピュテーション方式を取り入れる国もある。本稿では、OECD諸国の二重課税の調整措置についても分類してまとめている。最後に、中国の二重課税の調整方式を具体的に取り上げ、現行の軽減税率という簡易的な改正古典方式を続けても、排除効果がある程度実現できるが、軽減税率の調整と個人の配当所得への適用が今後の課題であると、結論づけている。

II. 法人税の課税根拠

1. 法人税の課税根拠に関する学説

法人税の課税根拠について、以下のような学説がある。

(1) 利益説。ルソー、アダム・スミスが唱えた理論である。社会契約説の視点から、

租税は個人が受ける公共サービスに応じて支払う公共サービスの対価であるとする考え方である。

(2) 経済統制説。ケインズを代表とする。市場経済には欠陥があり、社会資源の有効配分と安定する経済成長を達成することはできなく、国の規制が必要である。経済政策の一手段として利用し、法人企業の資本主への不当な富の集中を防止するために、法人の所得に対し租税を課すべきであるとする考え方である。

(3) 特権説。特権説とは、法人税は法人という企業形態で活動を行うことが認められるという特権に対する租税であるという考え方である。

利益説ないし特権説によれば、法人の基本的特権は法人の存在その自体にある。法人の権力および利益は、国家権力の許可に負っているものと考えられる。したがって、国が法人にその特権の代価を支払わせるため特別の租税を課するのは正当なものであると考えられる。

しかし、利益説ないし特権説に対しては、次の3つに代表される批判が存在する。

第1に、法人の受ける利益は、公共の利益に奉仕する手段として、法人の設立を許可する政府がその政策を実行するに当たって偶発的かつ付随的に発生するものに過ぎない。

第2に、法人が国家から受ける利益は、一般的な利益であり、各法人に対して割り当てられる個人的利益ではないから、利益説は税負担の配分基準になりえない。

第3に、法人の設立は今日容易な条件ですべての者に開放されており、法人の設立が経済的価値のある特権とか利益とかということにはならない。法人形態で事業を行うことは特権ではないし、また特権であるとしても、30%という法人税率を正当化する根拠としては無理がある¹⁾。

(4) 社会費用配分説。人や企業など各経済主体の行動によってもたらした大気汚染や交通渋滞などによって社会が負担する費用が社会費用である。各経済主体は社会費用の分担として税金を納めるという考え方である。これは利益説ないし特権説と同様に応益原則にその基礎を置くものであり、社会費用には次に述べる2つの形態が存在する²⁾。

社会的費用の第一形態は、企業に有用な政府サービスに対する費用である。多くの政府サービスは、公にその財源が調達されなければ、全部又は一部を企業自ら提供しなければならないものである。例えば、教育や公衆衛生など様々な方法で企業が事業を行う市場を維持している。

1) 水野[2011]pp. 311-312。

2) 品川[1982]p. 83。

社会費用の第二形態は、法人活動により公衆がこうむる害悪と不便とに対応する費用である。これらの社会費用の一部は、国の支出で負担し、それ以外の部分は直接その責任をもつべき事業に割り当てることが望ましい。

(5) 負担能力説。ワグナー、ジョン・S・ミルが唱えた。租税は国家公共の利益を維持するための義務であり、人々は各人の能力に応じて租税を負担し、それによってその義務を果たすとする。

法人の所得は、その大部分が大規模経営によって獲得されるものであるから、これに課税しても、個人の所得より、税痛が少ないと解される。よって、法人の所得には、この意味において負担能力があると考えられる。そのため、法人企業はその能力に応じて租税を負担し、納税の義務を果たすべきだと考えられる。「義務説」とも称されている。

2. 独立課税説と代替課税説

先の各説をまとめたら、独立課税説の理論根拠になる。それと対応して、代替課税説がある。独立課税説とは、法人の所得をその資本主の所得とは別個のものであると考え、所得を有する法人自体を納税主体として課税できるとするところに、企業の所得に課税する根拠があるとする説である。この見解は、先の利益説、特権説、社会費用配分説、能力説、経済統制説等によって支持される。一方、代替課税説とは、法人の所得とその資本主の個人所得とを一体的に捉え、本来個人所得のみで所得課税のすべての目的を達成すべきであるところ、個人所得に対する課税の捕捉をより合理的に行うため、法人の段階でその所得に対し暫定的に課税しようとするところに、法人税の課税根拠があるとする説である。

この見解の代表的なものと言えるシャウプ勧告書では、「かりに法人の利益が関係株主の所で課税されるとする限り、法人に対しては、いかなる課税も行う理由はないであろう。しかし、法人は、以上のように直接に全部の利益を配当しない。結局、もし法人に対しては課税されず、利益が配当されるときにのみ個人たる株主が課税されるとするならば、個人企業に比して法人企業が有利になるように差別待遇されることになる。³⁾」と述べている。

そして、独立課税説は、公開会社のような大法人によく適応し、代替課税説は、同族会社的な中小法人に対してよく適応すると考えられる。このため、大企業に対しては独立課税説を基本とした法人税制度を適用し、中小法人に対しては代替課税説を基本とした法人税制度を適用して、法人税制度を二分し、2つの課税根拠論を並存させるという考え方も

3) シャウプ使節団[1949]。

ある。

なお、法人税課税根拠論については、法人擬制説と法人実在説という言い方もある。品川教授は「この両説は、法人の権利能力に係る学説に過ぎないのであるから、法人税の課税根拠を論じるに当たって、それらを援用することは適切ではない⁴⁾」と考えている。

確かに、法人擬制説と法人実在説に関する論述は法学者の研究によく見られる。たとえば、法学者の水野忠恒教授は擬制説と実在説との関係について詳しく分析している。擬制説とは法人は「法人に出資する投資家である個人の集合に帰せられるとする」という意味で、法人はフィクションに過ぎないという見方である。これに対して法人実在説というのは、法人は個人の集合と見なすべきではなく、社会的に影響力を持つ実体であると理解する考え方である⁵⁾。

つまり、この2つの学説によれば、法人擬制説の見方によれば、法人は個人の集合に過ぎないから、法人税は個人所得に対する課税に過ぎないと理解しかできない。いわば、法人税は個人所得税の前取りであるという考え方になる。これに対して、法人実在説の見方によるならば、法人は個人とは別格の存在であるため、法人税は法人自体に対する租税であるとされる。

法人実在説によると、法人と所有者である株主とは、独立した存在で、法人所得と個人の受け取る配当とに課税するのは当然で、なんら調整しなくてもいいということになる。法人擬制説によれば、法人税は株主の受け取る配当に対する個人所得税との調整が行うべきであるとされる。法人税は個人所得税の前取りであるにすぎないから、配当金に対して個人所得税を課税する上で、法人所得税に課税するのが道理に合わないというわけである。つまり、その二重課税問題をどう排除するかは問題視すべきである。さらに、配当されずに保留される法人所得について、真の所有者の株主に課税がされないのかという問題も出る。だが、金子宏教授は、①法人税独自の課税根拠に関する学説が十分な説得力をもっていないことと、②法人の存在意義との関連から、法人税は所得税の前取りだと考えるのが妥当だと考えている⁶⁾。ただし、この前取りという考え方が、今日に至って妥当であるかどうかには疑問がある。その理由として、①法人税は転嫁するという学説が有力になってきていること、②法人の中には、実態が個人企業と同じである小企業から、典型的に所有と経営の分離した大法人に至るまで、様々なものがあること、③法人が利益をあげることで株式の価値は増加するが、この増加益に対しては、株式の譲渡の時点まで課税は繰り延

4) 品川[2008]。

5) 水野[2011]p. 312。

6) 金子[1996a]p. 431。

べられることが挙げられている。法人税の課税方式を考える上では、②のように様々な法人の存在を考慮していく必要があると思われる⁷⁾。

Ⅲ. 法人税と所得税の負担調整方式

法人税と所得税の関係について、様々な論議がある。法人税の存続自体についても、賛成と反対がある。だが、法人税は所得税の前取りとして、二重課税⁸⁾の問題を免除すべきであると考えるのが一般的である。ここで、法人税と所得税とをどのような方式で統合させるのかという問題になる。

1. 完全統合 (full integration)

法人所得が内部に保留されたか配当されたかを問わず、一回のみの課税がなされ、全体について二重課税を排除する方式である。経済的中立性が維持されるといわれる。

(1) 組合課税方式 (partnership method)

法人を組合と見なし、法人所得をその構成員に分配されたものとして課税する統合方式を組合方式と呼ぶ。この方式の下で、法人所得はすべて社員の所得として課税されるから、二重課税は完全に排除されると思われる。しかし、この方式には問題がある。第1に、大法人の場合、所有と経営は分離し、しかも法人の持株比率が高いから、受け取っていない法人の所得を株主に負担させるのが困難である。第2に、法人の所得を企業に保留された部分については、すでに課税されているから、再度、配当課税をしないようにしなければならない。第3に、株主が株式を譲渡した場合のキャピタル・ゲインのうちに課税済みの所得があるため、株式の取得価格の調整をしなければならない。

(2) カーター方式

これは、1966年に出版された『カーター報告書⁹⁾』で提唱された方式である。組合方式とは発想が違うが、結果的には形式上で組合方式と類似している。法人税は、株主の所得税の前取りであると考えられるので、法人税を所得税の源泉徴収とみなし、実際に支払わ

7) 栗原[2009]p. 17。

8) 「古典法人税」つまり二重課税問題を考えない場合、企業所得が p 万円で、全額配当、所得税率は t_m とすれば、本人の受取額は $p(1-t_m)$ 万円である。しかし、企業所得に t_c の法人税が課されると、企業の配当は課税後の $p(1-t_c)$ になる。個人の受取額は $p(1-t_c) \times (1-t_m)$ 万円になる。つまり、企業所得に2度課税することになるのである。これが配当の二重課税問題である。持田(2009) P171。

9) 正式名称は『王立税制委員会報告書』(Report of the Royal Commission on Taxation) であるが、王立税制委員会の会長であった K・カーターの名を冠して一般的にカーター報告と呼ばれている。

れた配当のみならず、法人に保留された利益についても、配当がなされたとみなし、課税が行われる¹⁰⁾。

この方式は組合方式と同様に、二重課税の排除が保留された所得にも及ぶ点ではすぐれているが、保留所得の個人株主への按分や株式譲渡時のキャピタル・ゲインに対する二重課税の調整などについて技術上の困難が大きい。結局、カーター報告書は全世界で注目を浴びてきたが、現実には採用されてはいない。それにしても、ハーバード大学 R・A・マズグレイブ教授はカーター報告書を「画期的な出来事だ」と高く評価した¹¹⁾。

2. 部分統合 (partial liquidation)

これは、法人所得のうち配当された部分についてのみ統合を行う方式であり、法人の段階の統合と株主段階の統合の二種類がある。

(1) 法人段階の統合

①株主受取配当非課税方式 (dividend exclusion method)

この方式は、法人段階で通常の課税 (配当は損金不算入) を行い、配当が株主に分配された時点ではその配当を株主の所得から除くものである。つまり、法人の所得は法人段階ですでに課税され、配当として個人所得にまわすときには課税されないという仕組みである。その利点は、株主の受ける配当は非課税とするという簡索性にある。だが、この方式の下では、法人は株主への配分段階で支払配当課税除外勘定 (EDA)¹²⁾ を設けるべきであるとされ、非課税株主や外国株主への対策が必要である¹³⁾。

この方式はある意味では、配当所得控除方式であるともいえる。個人の受け取る配当の一定割合または一定額を所得から控除する方式である。配当非課税というのは控除率の一番高い形になるのである。

②法人の支払配当損金算入方式 (dividend deduction method)

この方式は、英国の Institute for Fiscal Studies (IFS) が1991年に提案したものであり、法人段階では、配当を利子と同様に損金に算入することになる。それによって、自己資本と借入資本との資金調達の中立性は保たれる。法人所得の内部保留より配分を促進する高価がある。

この方式を採用する場合は、優遇所得や外国税額控除の認められる国外源泉所得に対し

10) カーター方式の詳細は、栗林[2005]pp. 156-161と栗林[2011]に参照。

11) MUSGRAVE, R. A (1968), p. 160.

12) 支払配当課税除外勘定 (excludable distributions accounts; EDA), 合衆国財務省が1992年の『財務省報告』において、提案したものである。水野[2011]p. 318と白井[2002]に参照。

13) 水野[2011]p. 318.

て、株主段階で課税されないから、株主受取配当非課税方式と同様に、EDAに類似した仕組みを採用して、控除株主段階で国内の配当課税がなされた金額に限定する必要がある。

(2) 株主段階の統合

①株主の受取配当税額控除方式 (dividend tax credit method)

この方式は、個人の受け取る配当の一定割合または一定額を税額から控除する方式である。個人配当の段階での調整方式であるから、法人にとって経済的中立性を保つものとはならない。この方式は、シャープ勧告で採用した方式であり、日本の採用する方式である。現行の法人税の配当税額控除では、控除率が引下げられ、シャープ勧告でいう配当二重課税の排除という目的より、投資家への優遇装置と考えられる¹⁴⁾。

②インピュテーション方式 (imputation)

この方式はヨーロッパ等の国々で採用されてきた。もっとも進んでいると考えられる制度であり、株主の受取配当税額控除方式を改革した方式である。

インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算（グロス・アップ）し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。グロス・アップ方式とも呼ばれている。その計算は次の式で計算できる。

$$\text{株主帰属法人税額} = [\text{法人税率} \div (100 - \text{法人税率})] \times \text{受取配当}^{15)}$$

控除しきれない金額がある場合には、その金額は納税者に還付される。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーションの場合、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。なお、イギリスの部分的インピュテーション方式では、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。それによって、二重課税は部分的に排除される。

この方式は、最初1937年にグロス・アップ方式の名でイギリスに採用された。1965年に、イギリスは内部保留の促進を図るため、これを廃止した。1973年に再びインピュテーション方式に戻った。他方、フランスは1966年に、ドイツは1977年にインピュテーション方式に移行した。これは、配当の促進のほか、個人企業と法人企業との間の税負担の均衡の維持、資金調達の中立性の維持等を目的としていた。

③包括的事業所得税 (the Comprehensive Business Income Tax, CBIT)

14) 水野[2011]p. 319。

15) 同上 p. 320。

これは1992年にアメリカ財務省が提案した包括的事業所得税(CBIT)である。包括的事業所得税は、法人段階における支払利子を損金不算入とすることにより、留保所得と配当のみでなく支払利子も法人段階で課税し、株主の受取段階では配当、利子ともに課税しないものである。CBITは資本所得課税を法人段階で完結させるものであり、分類所得税による資産所得の分離課税化と整合的と考えられる。この方式の下では、株式と借入金との選択に対する中立性という税制の重要な目的が維持される。アメリカ財務省の提案によれば、この制度は、組合企業や個人事業等非法人の事業もあわせて、同様に事業体段階で課税を行い、法人所得と統一して扱うものになる。

この方式なら、資金調達を選択や内部保留か配当かを選択や法人形態か非法人形態化の歪みを是正するメリットがある。しかし、配当すれば非課税の一方、保留を続けたら株主が株式を売却した時点で株式譲渡益に課税を行うから、配当を促すこととなり、保留と配当との中立性を欠く。また、この方式では、既存の負債の取扱いについて経過的な困難をもたらす可能性がある。さらに、統一的に採用されない場合、多国籍企業が外国税額控除を請求することができないという可能性があると考えている¹⁶⁾。

3. 小括

以上、法人税と所得税との統合において、主なる方式について検討してきた。法人擬制説或いは代替課税説の理論のもとであれば、法人と個人の間になんらかの形の調整が必要となる。この調整は、法人段階に、つまり保留される所得にするか、あるいは個人段階に、つまり配分された所得にするかによって、いままで検討している調整方法のように、異なっている。これらの方式をまとめてみれば、図1のようになっている。

どの方式がいいか悪いか判断するのが非常に難しいが、判断する基準はそんなに難しい。統合の問題について、金子教授は「統合の方式および程度は、水平・垂直の両義における公平の維持、法人の資金調達における効率性の確保、個人の株式投資の促進、資本市場の活性化、国際的投資の促進等の要請と密接な関係をもっている。したがって、これらの要請になるべく適合するような統合の方式を構想することが好ましい。¹⁷⁾」と述べている。それと同様に、栗原[2009]には、法人税と所得税との統合を検討する場合、4つの目的を挙げている。第1に、法人税と配当課税の二重課税の排除。第2に、資金調達形態の中立性。第3に、配当政策の中立性。第4に、法人税(留保部分)と株式譲渡所得課税との二重課税の排除。さらに、前述した方法にはどの目的を達成しているかは表1のように

16) 濱田[2010]p. 256。

17) 金子[1996b]p. 434。

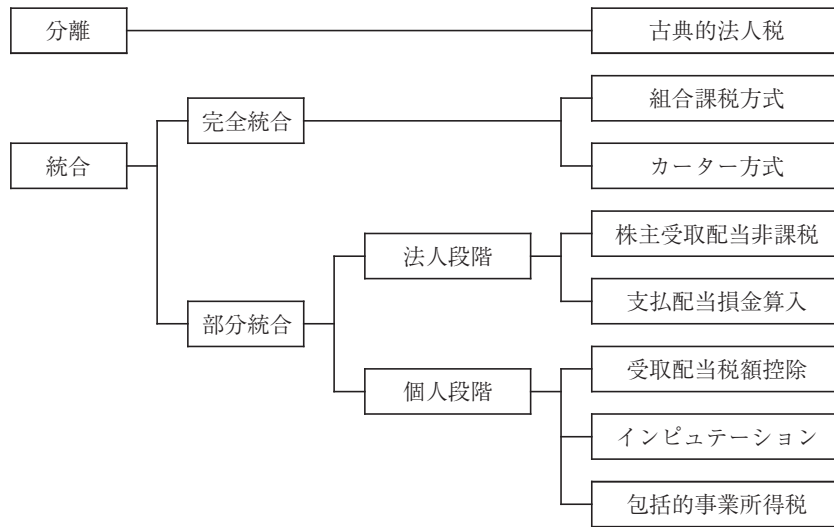


図1. 法人税と所得税の統合

出所：持田[2009]より筆者作成

表1. 各統合方式の達成する目標一覧

	達成する目標	達成しない目標
カーター方式	1, 3, 4	2
配当非課税方式	1	2, 3, 4
配当損金算入	1, 2	3, 4
インピュテーション方式	1, 4	2, 3
CBIT	1, 2	3, 4

出所：栗原[2009]より。

まとめてみる。「組合方式は法人と株主との一体性が強く株主に利益が帰属すると考えられるケースでは望ましい課税方式」と述べているが、多数の株主が存在する場合には実施するのが困難であるから、すべての法人に適用するのは適当ではなく、対象を限定するなどの考慮が必要とも考えられている¹⁸⁾。

多数の株主が存在する公開株の場合、法人税と株式譲渡益との二重課税を調整する方法として、ドイツやフランスで導入されていた2分の1課税とする簡易なやり方もあり、法人と個人を通じた税率が利子並みとなり、バランスがとれるという意見も述べている¹⁹⁾。実際には、政府にとって、どの調整方法を選ぶ時、経済的中立性だけを考えているのはほとんどないと考えている。財政や税金の問題は、各種の要素を考えた上、折衷した案に決まるのだろう。

18) 栗原[2009]。次の表1は栗原の結論だけを挙げているものである。詳細は同論文に参照。

19) 栗原[2009]p. 27。

IV. 法人税と所得税の負担調整方式の効率比較

法人税と所得税との統一に関して、様々な負担調整の方法はある。大きくわけてアメリカの法人税と所得税を個別独立の租税として統合しない制度とヨーロッパ諸国の法人税株主帰属方式によって統合する制度がある。次に、この2つの方式の経済効率を比較してみたい。

租税制度経済の効率を下げる可能性がある。そのため、できるだけ租税制度の経済に対する影響をなくし、租税の中立性を保つのが租税制度の設立にとって、非常に重要な課題となる。会社の資金調達には3つの方法がある。それは、自社株の発行による融資、債務融資と利益の留保である。MM定理²⁰⁾によれば、税金の影響を考えない完全な市場の下では、企業が資金調達を行うときには、資金調達方法の組み合わせ方を変えても企業価値は変化しない。しかし、もし政府が法人所得や個人所得に課税し、しかも利子の税額控除を認めて、株式配当の税額控除を認めない場合、会社は債務融資を増やし、株式による融資を減らすことによって、会社の市場価値を増加させるのが可能である。ここでは、 r_b と r_d をそれぞれ債権者の課税前収益率と株主の課税前収益率とし、 t_c は法人の所得税率、 t_{bp} は利子の個人所得税率、 t_{dp} は配当の個人所得税率とする。利子の税額控除が認められるから、債権者の課税後の収入は $r_b(1-t_{bp})$ となる。配当の税額控除が認められないから、株主の課税後の収入は $r_d(1-t_c)(1-t_{dp})\theta$ となる。ここで、債権者と株主の収益率を同じとして、すなわち $r_b=r_d$ 、それなら債務融資の効果が株式より優れる前提は $(1-t_{bp}) > (1-t_c)(1-t_{dp})\theta$ である。もし、 $t_{bp}=t_{dp}$ であれば、 $(1-t_c)\theta < 1$ 、すなわち $(1-t_c) < (1-t_m)$ なら、前式が成立する。アメリカのような課税制度の場合、法人所得税額を控除できないから、 $t_m=0$ 。そのため、上の不等式は常に成立する。これならば、会社は株式融資より債務融資を好む傾向がある。だが、帰属方式のもとでは、この2つの融資方式の差別を縮小するのが可能になる。特に、完全帰属方式の場合、 $t_m=t_c$ になる。株式融資と債務融資とが完全に同じ効果になる。だから、帰属方式の方が資金調達の中立性を保つのに有利である。

次に、株式と利益の留保、この2つの資金調達の手段の効果を比較してみれば、個別課税の下では、会社は株式発行より利益の留保を好むのがわかる。ここで、留保利益と株式発行のコストを比較してみる。 R_{re} は留保利益の資金コスト（望まれる投資の収益率）、 P は株式投資者の投資者の収益率、 t_p は個人所得税率とする。1単位の留保利益を増加する

20) MODILIANI, F and MILLER, M. H. [1958].

としたら、現在の段階では株主のキャッシュフローは $-(1-t_p)\theta$ となる。将来、株主の獲得可能なキャッシュフローは $[1+R_{RE}(1-t_c)](1-t_p)\theta/(1+P)$ となる。ここで、純現在価値 $NPV = -(1-t_p)\theta + [1+R_{RE}(1-t_c)](1-t_p)\theta/(1+p) = 0$ としたら、

$R_{RE} = p/(1-t_c)$ を得る。

ここで、 R_{NI} を新発行株式の資金コストとする。もし現在段階では1単位の資金を獲得すれば、株主の現段階のキャッシュフローは-1になる。将来、株主が獲得可能なキャッシュフローは $[1+R_{NI}(1-t_c)](1-t_p)\theta/(1+P)$ となる。純現在価値

$NPV = -1 + [1+R_{NI}(1-t_c)](1-t_p)\theta/(1+P) = 0$ としたら、

$R_{NI} = P/[(1-t_c)(1-t_p)\theta]$ を得る。

個別課税の場合、 $t_m = 0$ であるから、 $\theta = 1$ 、 $(1-t_p) < 1$ 、そのため、 $R_{RE} < R_{NI}$ 、すなわち利益留保の資金のコストは新株発行より低いということになる。帰属課税の場合、 $t_m > 0$ から、 $\theta > 1$ 、だから、 $(1-t_p)\theta < 1$ 。 t_m を上げて、 t_p を下げれば、 $(1-t_p)\theta \geq 1$ を実現できる。それなら、 $R_{RE} \geq R_{NI}$ になる。新株発行の調達資金のコストと利益留保の資金コストとが同じ、或いは低くするのが可能になる。

古典的な個別課税は会社の資金調達に対して、社会経済に消極的な影響をもたらす。まず、会社は銀行などの金融機関に債務融資を求められない場合、できるだけ利益を留保する傾向がある。いわゆる資本のロックイン効果 (lock in effect) をもたらす。資本市場の流通が悪くなるから、経済全体に悪い影響をもたらすのも予想できる。Corbett and Jenkinson[1997]の研究では、1970-1994年の間、日本、アメリカ、ドイツなどの国の会社に、融資の70-90%は利益の留保から得たのである。10-30%は債務からであり、新株の発行から得た資金はほんのわずかしかなことが証明されている。次に、会社にとって留保利益による投資の収益率は新株発行の資金の収益率より低い傾向があるから、社会全体の資源配分に悪い影響をもたらす。最後に、融資方式の税収差別はベンチャー企業など新企業や中小企業にとって差別政策ともいえる。成長した企業なら、利益留保などの手段によって低コストで資金調達することができる。それに対して、新企業は留保できる利益はないから、高いコストの新株発行などの手段を頼らなければならないことになる。だから、企業間の不公平をもたらす。前述のように、個別課税より、帰属課税のほうが資金調達に中立性を保ち、公平な市場環境をつくることに有利であるから、経済的効率が高いと考えられる。

V. 法人税と所得税の統一の現状

1. OECD 諸国における配当所得の調整方法

法人税と所得税の統一には様々な方式が考えられるが、世界の税制からみると、法人税と所得税の排除を行っているのは OECD メンバーの先進国をはじめとする国々が多い。アメリカの個別課税という統合しない制度とヨーロッパの法人税株主帰属方式が主流である。表2は、法人税と所得税の統一政策を採用している国のまとめである。

2002年以前に、ドイツはインピュテーション方式を採用していたのであるが、2002年に、インピュテーション方式を廃止し、古典的方式に移行した。ヨーロッパのほかの国々もインピュテーション方式を修正ないし廃止する方向にある。表2のように、古典方式或いは改正古典方式を採用しているのはほとんどヨーロッパの国である。OECD 全体の過半数になって、ますます重要な割合を占めるようになってきた。一方、アメリカは、ブッシュ大統領の税制改革の一環として、配当所得は、5%および10%の比率税率で分離課税されるようになった。各国の制度は、現在、動揺期に入っていると考えられる。

表2. OECD 諸国配当所得調整方法 (2011)

方 式	国 家	数	割合
古典方式	Austria, Belgium, Czech Republic, Germany, Greece, Iceland, Ireland, Netherlands, Slovenia, Sweden	10	28.6%
改正古典方式 ²¹⁾	Denmark, Israel, Japan, Poland, Portugal, Spain, Switzerland, United States	8	22.9%
完全インピュテーション方式	Australia, Canada, Chile, Mexico, New Zealand	5	14.3%
部分インピュテーション方式	Korea, United Kingdom	2	5.7%
配当所得税額控除	Finland, France, Italy, Luxembourg, Turkey	5	14.3%
配当所得不課税	Estonia, Slovak Republic	3	8.6%
その他の方式	Hungary, Norway	2	5.7%

出所：OECD Tax Database: Table II.4 Overall statutory tax rates on dividend income より筆者作成

21) 配当所得について、軽減税率が適用されている。

2. 日本の二重課税調整措置

シャープ勧告では、法人税は所得税の前取りであるという考え方の下で、二重課税の調整を勧告した。その内容は、法人所得に35%の法人税を課し、株主の受取配当の25%の税額控除を認めるのであった。この勧告は、シャープ税制において、そのまま採用された。その後、昭和32年の改正で、法人税および所得税の税率改正に伴い、配当控除率も改正され、配当所得のうち1,000万円以下の所得部分については20%に、1,000万円以上の部分については10%に引下げられた。これは高額配当所得者と低額配当所得者の配当控除の不公平を緩和しようとするものであった。しかし、それで二重課税は完全に排除されたとはいえない。シャープ勧告の考え方から若干離脱したといえる。さらに、昭和36年に、法人所得のうち、配当に充てた部分に対する法人税率が基本税率の約4分の3に引き下げられ、所得税における配当控除率も従来の4分の3に引き下げられた。その理由は次のとおりである。戦後日本法人の自己資本比率は戦前より著しく低下した。その原因は株式発行によって調達した資金のコストは借入金よりはるかに高いからという見解があった。自己資金のコストを下げ、自己資本比率を高めるためには、配当税額控除方式の変わりに、支払配当損金算入を採用すべきであると考えられている。結局、二重課税の4分の3は個人段階で排除し、その4分の1は配当支払法人の段階で排除することとされたのである。

しかし、法人の自己資本比率の低下の防止に役立たないと、法人と個人の両方の段階で二重課税を調整するのは複雑であるという2つの理由で、昭和63年の改正で、二重税率を廃止して、配当所得税額控除方式によって排除することになった²²⁾。

表3. 日本の配当控除政策の沿革

適用年	配当控除率 (税額控除)	趣 旨
昭和23年	15%	株式の大衆化等のための措置
昭和25年	25%	シャープ勧告に基づく二重課税の排除のための措置
昭和32年	20% (一部10%)	配当控除によって不当な利益を得ることのないように控除率を引下げ
昭和37年	15% (一部7.5%)	法人税の配当軽課方式の導入に伴う引下げ
昭和48年	10% (一部5%)	二重課税の調整手段としては、その適否や結果について疑問があること、所得税率の軽減に伴い、配当所得の所得税の軽減度合いが大幅に拡大すること等を理由に引下げ

- (注) 1. 昭和30年分及び31年分については、租税特別措置法により2年間の措置として、利子所得が非課税とされたことに伴い、税額控除率は5%割増しとされた。
 2. 昭和46年分及び47年分については、租税特別措置法により、経過的に、税額控除率は12.5% (一部6.25%)とされた。
 3. 昭和36年度から平成元年度まで、企業の支払配当に対する法人税負担の軽減を図るため、当面の措置として、支払配当に対する法人税率の軽減措置があった。

(出所) 税制調査会資料

22) 金子[2010]pp. 258-259。

3. 中国配当課税調整措置

(1) 中国配当課税政策の沿革

1980年代まで、中国は計画経済体制を採用してきた。投資のほとんどは政府の投資に頼っており、そこでは、国有企業は極めて重要な割合を占めていた。法人税や個人所得税という概念はなく、二重課税の問題を論じる必要はなかった。1983年の財政改正まで、国有企業税金ではなく、利益を納めるという形で国に納付していた。1983年から企業所得税（法人税）を徴収し始めた。1988年から個人所得に個人収入調節税という名目で課税し始めた。個人所得の配当所得に対して40%の税率で課税されていた。その時、民間の個人投資は極めてまれであったから、二重課税も問題視されなかった。

その後、民間投資の割合の増加に伴い、1994年の税制改正では、国内企業の所得に33%の企業所得税、個人投資者の配当所得に20%の個人所得税という税率で課税を行うことになった。ここでは、控除は認められなかったから、株主に対して二重課税となる。90年代、中国の株式市場の急速な成長に伴い、個人の株式投資者の数や個人の持株の割合は急増した。二重課税の問題も、ますます大きくなってきた。2005年6月、財政部、国家税務総局は『株式配当個人所得税の政策に関する通達』（財税[2005]102号）を公布した。個人投資者の受け取る上場企業株式の配当所得には、個人所得税率の50%という低減税率で課税を行うことになった。

さらに、2008年に、外国企業所得税と国内企業所得税とが統一されて、企業所得税の税率は25%になった。新しい『企業所得税法』によって、企業は配当に充てる部分の損金算入は認められないが、受け取る配当所得は投資収入として非課税することとする。これによって、企業間の配当二重課税をある程度排除することになった。しかし、『個人所得税法』によれば、個人の受け取る配当所得に20%の税率で個人所得税を課税する。しかも、税額からの控除はみとめられない。そのため、会社と個人株主の間に二重課税の問題はいまだに残されている。

(2) 今後の二重課税排除方法の行方

前述のように、中国では企業間の配当二重課税問題は排除されているが、個人所得の配当二重課税問題はいまだに存在している。現在の政策では、いくつかの問題があると考えられている。

第1に、民間投資の割合は年々上がって、二重課税の問題はますます深刻化になる。中国統計年鑑（2010）によると、2009年中国上場企業の発行した株の総数は20,567億株、そ

のうち流通株の割合は7割近くなる。流通株の総価値は151,259億元になる²³⁾。当年度のGDPの44%を占める巨大な金額になる。この金額が大きくなるほど、個人の配当所得に二重課税がなされることになる。

第2に、資金調達効率性への影響である。前述財税[2005]102号の通達によって、上場企業の配当の二重課税がある程度排除される。しかし、非上場企業の二重課税問題は残っている。だから、個人投資家は、上場企業の方を投資目標するのが有利となる。そのため、中国の上場企業は、例外なく、借入金より株式発行の形で資金調達する方を好んでいる。中国の上場企業の場合、株式発行が資金調達の50%以上占めている。現行の税制は資金調達の中立性に影響しているといえる。

第3に、配当所得課税の個人所得税に占める割合はますます上がっている。1995年、配当所得の個人所得税は総額の7%占めたが、2008年、この数字は10%になった²⁴⁾。配当所得の増加は個人所得税総額の増加スピード以上に増加しているのが分かる。そのため、配当所得の二重課税免除も重要になっている。

以上の分析でわかるように、中国では個人配当の二重課税の問題がこれからますます深刻になるという背景の下に、どういう形で改善策を打出すのか検討すべきである。ドイツでは、最初はインピュテーション方式を採用したが、それから廃止し、二分の一課税の制度に移行した。各国ではインピュテーション制度も発展しているが、アメリカをはじめ諸国ではまだ改正古典的所得税政策を採用している。国の経済状況に相応しい所得税制を採用しなければならないのである。多くの中国の研究者は、個人配当所得の二重課税を排除すべきということには共感をもっているが、将来の制度についてはいろいろ論議している。インピュテーション方式を提案している学者は数多い。だが、前述のようにインピュテーション方式は外国資本にとって、どうやって公平性を保つのが難問である。ドイツや台湾などのように、インピュテーションを取り入れたが、期待された効果は生まれなかった例もまれではない。中国では、現行の軽減税率という改正古典方式を続けても、排除効果が実現できると思われる。経済状況にしたがって、軽減税率を調整し、個人の配当所得にも適用されると、二重課税を排除することができる。しかも、一番簡素なやり方である。現行制度の続きとして、経済的でもある。中国の経済状況からみれば、相応しい税制だと考えられる。

23) 中国では、株式は国有株、法人株、流通株と外資株4つの部分からなっている。そのうち、株式市場に流通できるのは流通株のみである。だから、流通株は個人投資の部分と言える。

24) 『中国財政統計年鑑』各年版より。

VI. おわりに

法人税の課税根拠については、利益説、統制説、特権説や負担能力説など、様々な学説があるが、独立課税説と代替課税説或いは法人擬制説と法人実在説という2つの説に大別できる。この2つの学説に関して、金子[1996a]によれば、むしろ法人擬制説の方がより受け入れられるであろう。もちろん、栗原[2009]が指摘したように様々な法人形態の配慮も必要である。それにしても、法人税課税には、個人所得の二重課税への配慮が不可欠であるという結論を導くには何の問題もないと思われる。重要なのは、法人税二重課税調整の方法である。

様々な調整方法があるが、法人税と配当課税の二重課税の排除、資金調達形態の中立性、配当政策の中立性や法人税（留保部分）と株式譲渡所得課税との二重課税の排除という4つの目標を実現することは共通している。これらの目標が実現されるかどうかはこれらの調整方法の優劣の判断基準になれると考えられる。しかし、前述のように、最適解はない。だがMM定理に基づけば、個別課税より帰属課税の方が資金調達に中立性を保ち、公平な市場環境をつくることに有利であり、経済的効率が高いという結論が導かれる。

しかし、今OECD諸国の中には、帰属課税方式を取り入れる国もあれば、他の調整方式を取り入れる国もある。さらに、帰属課税方式をいったん取り入れ、また廃止し、他の方式に移転した国もある。そこから、政府が財政政策を取り入れる時、経済学上の中立や公正というのは唯一の判断基準ではないというのが実状であろう。簡索性や政策効果や政治面など、様々な面を配慮しなければならない。これらの調整方法は各国の経済や政治の背景に如何に関係しているかが今後の課題として残されている。

参考文献

白井邦彦[2002]「ED 勘定と法人税制」『亜細亜大学経済學紀要』第26巻第2号。

金子宏[1996a]「法人税の性質と配当課税のあり方」『所得課税の法と政策所得課税の基礎理論下巻』有斐閣。

——[1996b]「法人税と所得税の統合—統合の諸類型の検討—」『所得課税の法と政策所得課税の基礎理論下巻』有斐閣。

——[2010]『租税法』弘文堂。

栗原克文[2009]「法人税と所得税の統合問題—法人税と株式譲渡所得課税との調整を中心として—」『長崎大学経済学部研究年報』第25巻第4号。

栗林隆[2005]『カーター報告の研究：包括的所得税の原理と現実』五紘舎。

——[2011]「カーター報告の教え—古典に学ぶ課税の公平—」『CUC[View & Vision]』32号。

- 品川芳宣[1982]『課税所得と企業利益』税務研究会出版局。
- [2008]「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」『税大論叢40周年記念論文集』。
- シャープ使節団著，総合司令部民間情報教育局訳[1949]『日本税制報告書』。
- 濱田洋[2010]「企業行動に対する租税の影響とその是正—トレード・オフ，ペッキング・オーダー
仮説を参考に—」『一橋法学』第9巻第1号。
- 水野忠恒[2011]『租税法』有斐閣。
- 持田信樹[2009]『財政学』東京大学出版会。
- CORBETT, J. and JENKINSON, T. [1997], How is Investment Financed? A Study of Germany, Japan, the United Kingdom and the United States, *The Manchester School*, Vol. 65, Issue s.
- MODILIANI, F. and MILLER, M. H. [1958], The Cost of Capital, Corporation Finance and the Theory of Investment, *American Economic Review*, Vol. 48, No. 3.
- MUSGRAVE, R. A.[1968], The Carter Commission Report, *Canadian Journal of Economics*, Vol. 1, Issue s1.

A Study on the Double Taxation on Corporate Tax: The ideal method in China

Bo Bin

Key Words : Corporate Tax, Income tax, Double Taxation, Integration, Efficiency

Abstract

It has been a long history for the taxation on both personal income and company income. The ineluctable reality is that double taxation occurs when the income transfer from company to person as a dividend. This paper discusses about the corporate tax basis and what are the relationships between the corporate tax basis and the methods to eliminate the double taxation. It is obviously that the viewpoint to eliminate the double taxation is necessary has been accepted by most of the researchers. The paper also examines the difference in efficiency of the several methods. In the last part, the paper compares the methods to eliminate the double taxation taken by the OECD countries, and gives advice about the ideal methods in China.